

平成28年度 第7回 役員会議事要旨

日 時 平成28年6月22日（水） 10時28分～11時26分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長，兒玉アドミッションセンター長，
永田海洋エネルギー研究センター長

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から，平成28年6月1日の拡大役員懇談会及び6月7日の役員会で協議し，6月3日の経営協議会及び6月17日の教育研究評議会で審議した6案件について一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

(1) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

本件は，職務付加手当の支給対象役職について手当額区分の一部見直しを行うもの。

(2) 第2期中期目標期間の評価に係る報告書について

本件は，平成28年6月末までに文部科学省国立大学法人評価委員会及び（独）大学改革支援・学位授与機構へ提出する第2期中期目標期間の評価に係る報告書に関するもの。

(3) 国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の一部改正について

本件は，平成28年度の年度計画において，教育業績評価に標準版ティーチング・ポートフォリオを活用することを明記することが掲げられているため，所要の改正を行うもの。

- (4) 国立大学法人佐賀大学学長裁量定数に関する要項（案）について
本件は、第3期中期計画において、現在の学長管理ポストである「全学運用仮定定員」及び「学長管理定数」を「学長裁量定数」としてまとめ、適切な運用を図るもの。
- (5) 国立大学法人佐賀大学職員倫理規程の一部改正及び関連規則の一部改正について
本件は、役員にも倫理規程の適用を可能とするため、所要の改正を行うもの。
- (6) 国立大学法人佐賀大学年俸評価判定会議規程の一部改正について
本件は、年俸制教員の業務評価に対して、不服申立ての仕組みを制度化するため、所要の改正を行うもの。

審議の結果、6案件はすべて了承された。

- (7) 海洋エネルギーの研究開発及び利活用並びに地域交流の推進のための連携協力協定について
学長から、本件について、海洋エネルギーの研究開発及び利活用並びに地域交流を推進するために協定を締結する旨の説明があった。
次いで、門出理事から、伊万里市で実施している海洋温度差発電海洋エネルギー研究センター実証事業（O T E C）推進の一環として、佐賀大学、伊万里市、久米島町の三者間において連携協力協定を締結するものであり、海洋温度差発電技術や海洋深層水の利用による産業創出及び地域活性化、海洋温度差発電技術の発展を支える人材育成等を想定している旨の説明があり、審議の結果了承された。
- (8) 平成28年度大学入学者選抜改革推進委託事業への応募について
学長から、本件について、入学者選抜改革に関し、九州地区の国立大学及び日本アイ・ビー・エム株式会社と連携協力して、文部科学省委託事業に応募する旨の説明があった。
次いで、アドミッションセンター長から、本学では、佐賀大学版C B T、特色加点制度など、入試改革の推進に向けた取り組みを行っているところであり、文部科学省から多面的・総合的な評価を行うための実践的で具体的な評価手法の構築及び成果の普及について、委託事業の公募（企画競争）が公表されたことを受け、調査書等の評価手法・評価基準の調査研究並びに日本アイ・ビー・エム株式会社が開発した人工知能「ワトソン」による評価の研究をテーマに応募する旨の説明があり、審議の結果了承された。

- (9) 佐賀大学美術館における募金箱による少額の寄附金の受入れに関する要項の制定及び関連規定等の一部改正について

学長から、本件について、佐賀大学美術館への支援を目的として、寄附金の受入れに関する要項の制定と関連規程の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、後藤理事から、美術館に募金箱を置き、少額の寄附金として受入れるために、「美術館における募金箱による少額の寄附金受入れに関する要項」の制定と、関連する会計に関する規程等の一部改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

佐々木監事から、当寄附金はエビデンスがないものなので、運営上は十分留意していただきたいとの発言があった。

- (10) 外部研究資金のオーバーヘッドについて

財務部長から、他大学に比べ拠出額が低かった奨学寄附金のオーバーヘッドに関しては、受入額の5%から10%に上げるものであり、その他の外部資金に関しては、今まで受入額の10%であったものに加え、当該資金に間接経費がある場合、受入額を基準としたものを適用せず、その金額を中央経費に措置する旨の説明があり、審議の結果了承された。

なお、財務部長から、適用は7月の申請分からにしたいとの補足説明があった。

- (11) 国立大学法人佐賀大学における設備整備の基本的考え方について

—設備マスタープラン—

学長から、本件について、中期目標・中期計画期間の枠組みを超えた教育設備、研究設備及び医療設備について、設備マスタープランの改訂を行うものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、特色ある教育研究活動等をより一層重点的に展開するため、最近の状況も念頭に、平成28年4月1日現在で改訂を行うものであり、設備マスタープラン（本文）は、平成29年度概算要求書の資料として提出する予定である旨の説明があり、審議の結果了承された。

- (12) その他
特になし。

2 報告事項

- (1) 平成28年度会計監査人の選任について

和田理事から、本件について、4月27日の役員会で了承された「新日本有限責任監査法人」を文部科学省へ提出していたところ、平成28年6月16日付け文部科学省からの通知により、本学の平成28年度会計監査人に「新日本有限責任監査法人」が選任された旨の報告があった。

(2) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から、平成27年度粗利・繰越金による事業の状況、平成27年度附属病院収支実績、月別材料比率の推移、稼働額明細等について報告があった。

門出理事から、マスタープランで8億円ほど設備更新をしていかなければならない状況下で、それを圧縮すると診療に影響が出てくるのではないかとの発言があった。

(3) 国立大学法人佐賀大学の役職員の給与水準公表について

総務部長から、本件について、政府決定及び総務省ガイドラインに基づき、毎年度財務諸表の開示と合わせて公表するものであり、役員報酬等、職員給与、総人件費及びその他の4事項の公表について報告があった。

(4) 国際交流会館使用料について

国際課長から、本件について、5月11日開催の役員会において、規程改正については了承されたものの、付属備品及び使用料について再検討の指示があったため、当初、西宿舎の使用料に付属備品（電灯、タンス、食器棚、冷蔵庫及びエアコン）を上乗せした金額（12,800円／月）で設定していたところ、新たにガスコンロ、食卓及び椅子を追加した場合の金額（13,400円／月）に見直したとの報告があった。

(5) その他

特になし。

3 その他

特になし。

以上